

うきは市の地下水を守り育む基本計画策定業務

特記仕様書

令和8年9月

うきは市水環境課

目次

第 1 章 総 則

- 第 1 条(要 旨)
- 第 2 条(目 的)
- 第 3 条(業務の背景及び地域特性)
- 第 4 条(準拠法令・規程等)
- 第 5 条(疑 義)
- 第 6 条(提出書類)
- 第 7 条(技術者配置要件)
- 第 8 条(情報セキュリティ管理)
- 第 9 条(関係官公庁への手続き)
- 第 10 条(土地の立ち入り)
- 第 11 条(貸与資料)
- 第 12 条(報告の義務)
- 第 13 条(損害賠償)
- 第 14 条(秘密保持)
- 第 15 条(検査等)
- 第 16 条(再委託の禁止)
- 第 17 条(契約変更)
- 第 18 条(成果品の帰属)
- 第 19 条(業務カルテの登録)
- 第 20 条(打合せ協議)

第 2 章 業 務 概 要

- 第 21 条(業務の実施方針および留意点)
- 第 22 条(業務概要)

第 3 章 各 業 務 詳 細

- 第 23 条(地下水に関する調査・解析)
- 第 24 条(計画策定協議会の運営補助)
- 第 25 条(市民ワークショップの運営補助)
- 第 26 条(市民アンケートの実施・集計)
- 第 27 条(地下水保全・利活用メニューの整理と計画素案の作成)
- 第 28 条(環境審議会対応支援および計画の策定)
- 第 29 条(計画書及び普及啓発資料作成)

第 4 章 成 果 品

- 第 30 条(成果品のとりまとめ)
- 第 31 条(成果品一覧)
- 第 32 条(納期・納入場所)

第 1 章 総 則

(要旨)

第1条 本仕様書は、うきは市(以下「甲」という。)が実施する、うきは市の地下水を守り育む基本計画策定業務(以下「本業務」という。)に関し、受託者(以下「乙」という。)が遵守しなければならない作業の仕様を定めるものとする。

(目 的)

第2条 本業務は、うきは市の地下水資源の保全と適正な利活用を推進し、市民の貴重な財産である地下水と「水のまち・うきは」のブランド価値を将来にわたり守り育て、もって潤いのある住みよいまちを実現するとともに、地下水を基盤とする地場産業の付加価値向上をはかるため、「うきは市の地下水を守り育む基本計画」を策定することを目的とする。

(業務の背景及び地域特性)

第3条 うきは市の生活用水の水源はすべて地下水であり、そのうち市が管理する簡易水道、専用水道、簡易給水施設による給水人口は全体の約 10%程度に留まり、約 90%の市民は各個人が井戸を確保して生活用水をまかなう独自の地域特性を有している。地下水が市民の生活用水および地場産業の基盤に深く依存している現状を踏まえ、うきは市の地下水をいかに持続的に保全し、利活用する水道施策を展開していくかの中長期的な視点を踏まえた水循環計画の策定が喫緊の課題となっている。

(準拠法令・規程等)

第4条 本業務の実施にあたっては、業務委託契約書及び本仕様書によるほか、以下の関係法令、規則、条例等に準拠し、これらに従って誠実に業務を実施するものとする。

(1) 国の法令・基本方針等

- ア 水循環基本法(平成25年法律第16号)
- イ 環境基本法(平成5年法律第91号)
- ウ 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)
- エ 水道法(昭和32年法律第177号)
- オ 下水道法(昭和35年法律第79号)
- カ 土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)
- キ 都市計画法(昭和43年法律第100号)
- ク 土地改良法(昭和24年法律第195号)
- ケ 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)
- コ 河川法(昭和39年法律第167号)

サ その他本業務に関連する国等の関係法令、ガイドライン等

(2) うきは市の条例・規則等

- ア うきは市環境基本条例(平成19年条例第2号)
- イ うきは市地下水の保全に関する条例(平成26年条例第30号)及び同施行規則
- ウ うきは市簡易水道事業給水条例(平成17年条例第171号)及び同施行規則
- エ うきは市専用水道給水条例(平成17年条例第172号)
- オ うきは市簡易給水施設の設置及び管理に関する条例(平成18年条例第36号)
- カ うきは市簡易水道事業の設置等に関する条例(令和元年条例第39号)
- キ うきは市公共下水道条例(平成17年条例第158号)及び同施行規則
- ク うきは市農業集落排水施設条例(平成17年条例第185号)及び同施行規則
- ケ うきは市浄化槽施設等の整備に関する条例(平成21年条例第26号)及び同施行規則
- コ うきは市農業振興基金条例(平成17年条例第82号)
- サ うきは市契約及び諸規則

(3) その他

- ア 個人情報保護に関する法律(令和5年改正法律第32号)
- イ ISO9001、ISO14001、ISO27001 及び JISQ15001

(疑 義)

第5条 本仕様書に記載なき事項および疑義が生じた場合、甲と乙の協議によって定めるものとする。ただし、軽微な事項は、甲の指示に従い本業務を行うものとする。

(提出書類)

第6条 乙は、契約締結後、速やかに甲と協議を行い、各工程についての実施計画を立案するとともに、以下の書類を甲へ提出し承認を得るものとする。

- (1) 業務実施計画書
- (2) 工程表
- (3) 着手届
- (4) 技術者届
- (5) 資格証明書
- (6) その他甲が指示する書類

(技術者配置要件)

第7条 本業務に配置する技術者は、自治体における環境基本計画、水環境保全計画、地下水保全・利活用計画の策定業務に関する豊富な実績を有し、技術士(環境部門 または 応用理学

部門)の資格を有するものを管理技術者として配置するものとする。

(情報セキュリティ管理)

第8条 本業務は、品質と情報管理の徹底を図るために、本業務の受託にあたり、乙がISO9001、ISO14001、ISO27001等に準拠した管理体制のもとで業務を遂行するものとする。

(関係官公庁への手続き)

第9条 乙は、業務実施のため必要な関係官公署その他への手続きを、甲と打合せの上、迅速に処理するものとする。

(土地の立ち入り)

第10条 本業務において現地調査等で私有地の立ち入りが必要な場合は、あらかじめ甲に連絡し、土地の占有者の了解を得て、紛争を惹起しないように留意するものとする。

(貸与資料)

第11条 甲は、仕様書に定める図書及びその他関係資料を乙に貸与するものとし、乙はその重要性を十分認識し、資料の破損・紛失・盗難等の事故のないように取り扱うものとする。

2. 万一、破損等の事故を生じた場合、乙の責任と負担において修復するものとする。

3. 本業務の主な貸与品は以下のとおりとする。

(1) これまでの地下水調査結果及び水質・水位モニタリングデータ

(2) 第2次うきは市環境基本計画及び関連上位計画

(3) うきは市都市計画基礎調査成果等

(4) その他甲乙にて必要と認める資料

(報告の義務)

第12条 乙は、各工程の進捗状況を甲に報告するとともに、作業実施の順序、方法等は、監督員と綿密な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。

(損害賠償)

第13条 乙は、本業務遂行中に生じた諸事故、甲または第三者に与えた損害等に対して一切の責任を負い、甲にその発生原因、経過、被害内容等の状況を速やかに報告し、その指示に従うものとする。

(秘密保持)

第14条 乙は、本業務委託の遂行中に知り得た事項を一切他人に漏洩してはならない。また、

成果品を甲の許可なく第三者に閲覧、複写等してはならない。本業務終了後においても同様とする。

(検査等)

第15条 乙は、本業務の工程毎および業務完了後に甲の検査を受けるものとし、甲より仕様書の定めに適合しないものとして修正の指示があった場合は、速やかに修正を行うものとする。

(再委託の禁止)

第16条 本業務の全ての再委託及び作業の一括再委託を禁止するものとする。ただし、作業の一部を再委託する場合は、事前に甲の承諾を得なければならないものとする。

(契約変更)

第17条 仕様内容・数量に著しい変更等が生じた場合は、甲と乙の協議の上契約変更できるものとする。

(成果品の帰属)

第18条 本業務の成果品は、全て甲に帰属するものとする。

(業務カルテの登録)

第19条 請負金額等の要件に該当する場合は、業務実績情報システム(TECRIS 等)に基づき業務カルテを作成・登録し、受領書を甲に提出するものとする。

(打合せ協議)

第20条 本業務は、相互理解を得るため、打合せ協議は密に行うものとし、進捗状況に応じ随時報告を行うこととする(WEB 開催も可)。協議内容は都度打合せ協議簿に記録する。

第 2 章 業 務 概 要

(業務の実施方針および留意点)

第 21 条 本業務の実施にあたっては、第 3 条に掲げるうきは市の地域特性を念頭に置き、単なる現状のとりまとめに留まらず、今後の持続可能な地下水保全、水道施策のあり方を見据えた実践的な計画となるよう、以下の点に留意して各業務を遂行するものとする。

地域特性の踏まえ方：行政管理の給水基盤(約 10%)と個人井戸(約 90%)が混在する実態を踏まえ、市民生活や地場産業に密着した現実的かつ実効性のある保全・利活用策を検討すること。

多角的・総合的な視点：水理・水文的な調査結果の解析だけでなく、市民参加(ワークショップ・アンケート)や関係者協議会における生の声を丁寧にすくい上げ、合意形成を図りながら計画に反映させること。

上位計画等との整合：策定中の「第 3 次うきは市環境基本計画(2028 年度～2037 年度)」をはじめとする関連計画との整合を十分に図り、整合性の取れた施策体系とすること。

(業務概要)

第22条 本業務の概要は、以下のとおりとする。

1. 地下水に関する調査・解析 1 式
2. 計画策定協議会運営補助 1 式
3. 市民ワークショップ運営補助 1 式
4. 市民アンケート実施・集計 1 式
5. 地下水保全・利活用メニューの整理と計画素案の作成 1 式
6. 環境審議会対応および計画の策定 1 式
7. 計画書及び普及啓発資料作成 1 式

第 3 章 各 業 務 詳 細

(地下水に関する調査・解析)

第23条 本作業は、これまでのうきは市の地下水に関する各種調査結果に加え、近年の湧水傾向や水質等の状況について専門的な解析を行い、うきは市の最新の水循環・水環境の実態を明らかにするものとする。

(計画策定協議会の運営補助)

第24条 本作業は、本計画の円滑なとりまとめを行うため、学識経験者のほか行政、農業、林業、商業、工業、観光業等の多様な主体で構成される協議会(以下協議会という)の設置・運営を支援し、会議資料の作成や、各委員が主体的に議論し計画を検討できるための運営補助を行うものとする。なお初回協議会は令和8年12月までに開催し、令和9年3月までに中間とりまとめを行うものとする。なお、協議会は計4回程度の開催を想定している。

(市民ワークショップの運営補助)

第25条 水に関する市民の意見や地域資源に対する意識を広く伺うための資料を作成し、市民参加型のワークショップを開催する。出された意見は整理し、協議会へ吸い上げ、計画の議論に反映させるための接続支援を行うものとする。

なお、ワークショップは計6回程度の開催を想定している。

(市民アンケート実施・集計)

第26条 水に関する市民の意見や地域資源に対する意識を広く伺うための市民アンケート(web 方式を含む)を実施し、出された意見を整理・集約するものとする。アンケートで得られた市民の意見を協議会へ吸い上げ、計画の議論に反映させるための接続支援を行うものとする。

(地下水保全・利活用メニューの整理と計画素案の作成)

第27条 各種解析結果、協議会での議論、市民ワークショップ及び市民アンケートの意見を踏まえ、地下水の保全と適正な利活用に関する施策メニューを体系的に整理し、「うきは市の地下水を守り育む基本計画」の素案を作成するものとする。

(環境審議会対応支援および計画の策定)

第28条 協議会でとりまとめた計画素案について、うきは市環境審議会(以下審議会という)への上程・説明資料を作成し、審議会からの意見への対応および承認(答申)を得るための手続きを支援するものとする。その上で、正式な「うきは市の地下水を守り育む基本計画」を策定する。なお、「うきは市の地下水を守り育む基本計画」は策定中の「第3次うきは市環境基本計画(2028年度～2037年度)」との整合をはかる必要があることに留意すること。

(計画書及び普及啓発資料作成)

第29条 「うきは市の地下水を守り育む基本計画」はA4判で100ページ程度の構成を想定している。計画の要点を市民や事業者へ周知し、理解促進を図るための普及啓発資料(パンフレット)はA4判で8ページ程度の構成を想定している。いずれも原稿の作成のみとし、冊子の印刷は本業務には含まない。

第 4 章 成 果 品

(成果品のとりまとめ)

第30条 本業務で作成した各種データおよび図書は、分かりやすく体系的にとりまとめるものとする。

(成果品一覧)

第31条 本業務における成果品は以下のとおりとし、すべての電子データを外付け HDD 等に格納して納品するものとする。また、各種報告書等は A4 版で正副各 1 部作成する。

1. うきは市の地下水を守り育む基本計画書 1 式
2. 普及啓発資料(パンフレット) 1 式
3. 地下水解析・水文等調査報告書 1 式
4. 計画策定協議会 開催結果報告書(会議録含む) 1 式
5. 市民ワークショップ開催結果報告書 1 式
6. 市民アンケート結果報告書 1 式
7. 環境審議会 審議資料・結果報告書 1 式
8. 各種バックアップデータ 1 式

(納期・納入場所)

第32条

- 納 期:令和10年3月31日
- 納入場所:うきは市 水環境課